

維新百年記念公園指定管理者募集要項

平成17年9月

山口県土木建築部都市計画課

目 次

第1	事業内容に関する事項	
1	指定管理者制度の導入の目的	1
2	公募の概要	1
3	指定管理者が行う業務及び管理の基準	2
4	リスク分担	2
5	管理に要する経費等	2
第2	事業の適正な実施に関する事項	
1	責任の所在等	3
2	事業評価	4
3	業務の継続が困難となった場合等の措置	4
第3	指定管理者の募集及び選定に関する事項	
1	指定管理者選定スケジュール	5
2	応募者の資格要件	6
3	応募手続	7
4	優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定	10
5	応募に関する留意事項	13

維新百年記念公園指定管理者募集要項

維新百年記念公園の公園施設（以下「公園施設」という。）の管理運営について、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第3項及び山口県立都市公園条例（昭和48年山口県条例第3号）第15条の規定により、次のとおり指定管理者を募集します。

第1 事業内容に関する事項

1 指定管理者制度の導入の目的

指定管理者制度の導入により、公園施設の管理について、県民サービスの向上と経費の縮減を図ることを目的とします。

2 公募の概要

(1) 公園施設の概要

都市公園の名称	維新百年記念公園
位 置	山口県山口市
面 積	43.5 ha（供用開始面積）
設 置 目 的	県内におけるスポーツ及び文化活動の拠点施設及びレクリエーション・コミュニティ活動の中核施設として設置
主 な 公 園 施 設	陸上競技場（主競技場、補助競技場）、テニスコート、球技場、ラグビー・サッカー場、スポーツ文化センター、弓道場、野外音楽堂、いこいの水広場、修景池、徒渉池、沈床花壇、ゲートボール場、駐車場、便所など

各施設の概要は別添資料1「維新百年記念公園公園施設概要」を参照してください。

(2) 指定期間

平成18年4月1日から平成22年3月31日まで（4年間）

(3) 指定管理者の募集方法及び選定方式

事業計画書等を公募し、その内容を審査して指定管理者の優先交渉権者を選定します。

(4) 審査方法

山口県立都市公園指定管理者選定委員会を設置し、審査基準に基づき事業計画書等の審査を行います。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して速やかに通知するとともに、山口県のホームページにおいて公表します。

(6) 協定の締結

指定管理者の優先交渉権者の選定後、当該優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、

仮協定を締結します。正式な協定は議会の議決を経て、当該優先交渉権者が指定管理者として指定された後に締結します。

(7) 問い合わせ先

〒753 - 8501 山口市滝町 1 番 1 号

山口県土木建築部都市計画課 (担当: 調整班 福田、山本)

TEL (083) - 933 - 3720 (直通) FAX(083)-933-3749

E-mail a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

3 指定管理者が行う業務及び管理の基準

指定管理者が行う業務は次のとおりとします。

なお、業務の具体的内容及び管理の基準は、別添「維新百年記念公園指定管理者業務仕様書(以下「業務仕様書」という。)に定めるとおりとします。

- (1) 公園施設の利用に関すること
- (2) 施設及び設備の維持管理に関すること
- (3) 公園施設の使用の許可に関すること
- (4) 公園施設における行為の許可に関すること
- (5) 許可の取消し、効力停止、条件変更に関すること
- (6) 公園施設の使用日又は使用時間の変更に関すること

4 リスク分担

山口県と指定管理者のリスク分担は、別表1「山口県と指定管理者のリスク分担表」のとおりとし、詳細は、山口県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、予め定めたりスク分担に疑義が生じた場合や、想定していないリスクが発生した場合は、山口県と指定管理者が協議の上、対応を決定するものとします。

5 管理に要する経費等

(1) 利用料金

維新百年記念公園は利用料金制を採用しますので、指定管理者は、有料公園施設の利用料金及び物販等公園内の行為に係る公園施設の利用料金を自らの収入として収受し、公園施設の管理運営に要する経費に充てるものとします。

利用料金の額は、山口県立都市公園条例に定める利用料金の基準額の0.8倍から1.2倍の範囲内で、山口県知事の承認を受けて設定するものとします。

指定管理者は、県が予め示す基準によるもののほか、公益上特に必要があると認めるときその他特別の理由があるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができます。

(2) 指定管理料

利用料金収入のほかに、公園施設の管理運営に要する経費に充てるため、県は、指定管理者に対し、指定期間中に次の金額を上限として指定管理料(委託料)を支払います。

指定管理料上限額（４年間） ￥ 8 3 6 , 4 0 9 , 0 0 0 円
（消費税及び地方消費税を含む。）

指定管理料の額は、指定管理者の業務に係る経費の支出見込額から利用料金の収入見込額を差し引いた額とし、公募の際に指定管理者から提案のあった金額を基に、県と指定管理者が締結する協定において定めます。

なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度別協定」を締結して定めるものとします。

指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。

また、指定管理者の経営努力により生じた利益については、当該利益の額があまりにも過大であると認められる場合を除き、原則として指定管理者の利益とします。

指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払います。支払いの時期、方法については、別途協定において定めます。

(3) 経理及び管理口座

指定管理者の業務に係る経費及び収入は、他の業務に係るものと区分して経理するとともに、専用の口座で管理して下さい。

第２ 事業の適正な実施に関する事項

1 責任の所在等

(1) 責任の所在

指定管理者は、本管理業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に実施していただきます。

(2) 業務の全部委託の禁止

本管理業務の一部を第三者に委託することは可能ですが、業務の全部を第三者に委託することはできません。

(3) 他の業務の実施

指定管理者が、本管理業務以外の業務を実施する場合、それらを相互に関係をもたせてはなりません。本管理業務を独立した体制・形態で実施していただきます。

(4) 法令等の遵守

公園施設の管理運営業務の実施に当たっては、次の法令等を遵守してください。

都市公園法、都市公園法施行令、都市公園法施行規則

地方自治法、地方自治法施行令、地方自治法施行規則

山口県立都市公園条例、山口県立都市公園条例施行規則

山口県個人情報保護条例、山口県情報公開条例

労働基準法等、職員の労働条件に関する法規

労働安全衛生法、電気事業法、浄化槽法等、施設の維持又は設備の保守に関する法規

その他公園施設の管理運営に関する法規

(5) サービスの向上

公園施設を適正に管理するとともに、公園利用者に対するサービスの向上を常に図り、公園利用者数の増加に努めて下さい。

2 事業評価

(1) 年間事業報告書等

指定期間中は、以下の年間事業報告書等を提出していただき、それらをもとに山口県が事業評価を実施します。

<年間事業報告書等の種類>

月次業務報告書

四半期次業務報告書

年間事業報告書

(2) 書式

年間事業報告書等の書式は、別途山口県と指定管理者との間で締結する協定において定めます。

(3) 評価項目

評価項目は以下の事項を予定していますが、最終的には協定において定めることとします。

利用実績

管理に係る業務の実施状況

修繕箇所報告

利用状況の分析

収支決算

自己評価

(4) 業務の水準が低下した場合の措置

事業評価の結果、指定管理者の業務が基準を満たしていないと判断した場合、山口県が是正勧告を行い、改善が見られない場合、指定を取り消すことができます。

3 業務の継続が困難となった場合等の措置

(1) 協定又は業務仕様書の解釈についての疑義及び協定又は業務仕様書に定めのない事項が生じた場合の措置

山口県と指定管理者は誠意を持って協議するものとします。

(2) 指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合の措置

指定管理者の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合は、山口県は指定の取消しができます。この場合、山口県に生じた損害は指定管理者が賠償するものとし、指定管理者は新たに指定された指定管理者若しくは山口県が円滑かつ支障なく公園施設の管理運営業務が遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

(3) その他の事由により業務の継続が困難になった場合

災害その他の不可効力等、山口県及び指定管理者双方の責めに帰すことができない事由により、業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとし、その結果業務の継続が困難であると判断した場合は、山口県は指定の取消しができます。

なお、その場合指定管理者は、新たに指定された指定管理者若しくは山口県が円滑かつ支障なく公園施設の管理運営業務が遂行できるよう、速やかに業務の引継ぎを行うものとします。

第3 指定管理者の募集及び選定に関する事項

1 指定管理者選定スケジュール

指定管理者選定のスケジュールは次のとおりとします。

(1)	公募の公告	平成17年 9月13日(火)
(2)	募集要項等配布	平成17年 9月13日(火)～10月14日(金)
(3)	図書の閲覧	平成17年 9月13日(火)～10月14日(金)
(4)	質問の受付	平成17年 9月13日(火)～ 9月26日(月)
(5)	現地説明会	平成17年 9月22日(木)
(6)	応募の受付	平成17年10月 7日(金)～10月14日(金)
(7)	書類審査	平成17年10月下旬頃
(8)	ヒアリング	平成17年10月下旬～11月上旬頃
(9)	優先交渉権者の決定	平成17年11月上旬頃
(10)	仮協定の締結	平成17年11月上旬頃
(11)	議会の議決	平成17年12月中旬頃
(12)	指定管理者の指定の公示	平成17年12月下旬頃
(13)	業務の引継ぎ、業務実施 に当たっての研修	平成18年 1月～
(14)	年度別協定の締結	平成18年 4月
(15)	業務開始	平成18年 4月1日(土)～

2 応募者の資格要件

(1) 応募者の資格要件

応募ができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの（複数の法人等により構成される法人格を有しない団体（以下「共同体」という。）にあっては、その構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当するもの）とします。

法人等（法人格を有しない団体にあっては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

主たる事務所を山口県内に有しているか、又は設置する予定があること。

暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にあるものでないこと。

指定を請負とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2、第142条（同法第166条第2項及び第168条第7項において準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者を構成員とするものでないこと。

山口県における地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続きにおいて、その公正な手続きを妨げた者でないこと。

地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

共同体にあっては、その構成員のいずれもが、この公募において他の共同体の構成員又は他の応募者でないこと。

(2) 共同体による応募

法人等で構成される共同体（構成団体の全てが(1)の要件を満たす法人等である場合に限り）による応募も可能です。ただし、その場合は、グループ全体を総括する代表団体を定めてください。また、応募書類提出後のグループ構成団体の変更又は代表団体の変更は原則として認めません。

(3) 応募に当たっての制限

単体で応募する法人等は、共同体の構成団体として応募することはできません。

複数の共同体の構成団体として応募することはできません。

応募する法人等が、山口県から、指名（参加）停止措置を受けた場合、当該法人等又は当該法人等が構成団体である共同体は、場合により応募資格を失うことがあるものとします。

3 応募手続

(1) 募集要項等の配布

配布期間

平成17年9月13日(火)～同年10月14日(金)まで
(配布時間：午前9時から午後5時まで)

配布場所

ア 山口県庁11階 土木建築部都市計画課

都市計画課における配布は、募集要項の配布のみとします。

土曜日、日曜日及び祝日(以下「休日」という。)は配布しません。

他の文書等については、山口県土木建築部都市計画課ホームページからダウンロードしてください。

イ 山口県土木建築部都市計画課ホームページ

<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/toshi/index.htm>

ウ 事業計画書(第3号様式の1、第3号様式の2)、収支計画書(第4号様式)については以下の事項を明記の上、電子メールで土木建築部都市計画課あて請求してください。折り返し事業計画書等の様式を返信送付するとともに、応募する際の整理番号をお知らせします。

(a) 様式請求時の記載事項

) 法人その他団体の名称

) 主たる事務所の所在地

(b) 請求先メールアドレス

a18400@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 図書の閲覧

公園施設の図面等関連図書の閲覧を希望される場合は、次により閲覧が可能です。

(図書の貸出しは行いません。)

閲覧期間

平成17年9月13日(火)から同年10月14日(金)まで(休日を除く。)
(閲覧時間：午前9時から午後5時まで)

閲覧場所

山口県庁11階 土木建築部都市計画課

建設年次が古い公園施設の図面については、機器の更新が図面に反映されていないもの、又は図面の欠落も一部ありますので予めご了承下さい。

(3) 募集要項等に関する質問の受付

受付期間

平成17年9月13日(火)から同年9月26日(月)午後5時まで

提出書類

質問がある場合は、質問書(第1号様式)に記入の上、FAX又は電子メールにより提出してください。

電話、来訪など口頭による質問は受け付けません。

質問に対する回答

質問に対する回答は、平成17年9月29日(木)までに山口県土木建築部都市計画課ホームページにおいて公表します。

[http:// www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/toshi/index.htm](http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/gyosei/toshi/index.htm)

回答公表の際、質問者が明示されることはありません。

回答は順次更新します。また、回答が遅れる場合は別途ホームページにおいてお知らせします。

(4) 現地説明会の開催

開催日時

平成17年9月22日(木) 午後1時から

開催場所

維新百年記念公園スポーツ文化センター 視聴覚室

内容

ア 募集要項及び業務仕様書の説明

イ 公園施設の説明

参加者

1団体2名まで

参加申込

参加を希望する法人等は、平成17年9月21日(水)午後5時までに説明会参加申込書(第2号様式)をFAX又は電子メールにより提出してください。

その他

現地説明会への参加は任意であり、参加しないことで選定上不利になることはありません。

(5) 応募書類の受付

受付期間

平成17年10月7日(金)から同年10月14日(金)まで(休日を除く。)

(受付時間:午前9時から午後5時まで)

応募書類

次に掲げる書類を応募時に提出して下さい

区分	提出書類名	提出部数
ア 管理業務に関する書類	(a) 事業計画書 (第3号様式の1) (b) 事業計画書総括表(第3号様式の2) (c) 収支予算書 (第4号様式) 各書類とも留意事項をよく確認すること。	正本1部 副本10部

イ 応募者に関する書類	(a) 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類 (b) 公園施設又は類似施設の管理業務実績（第5号様式） (c) 直近3事業年度の事業報告書又はこれらに類する書類 (d) 直近3事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類	正本1部 副本10部
	(e) 法人等の役員名簿（第6号様式）及び履歴書 （履歴書は様式任意。但しA4用紙使用のこと。）	正本1部
	(f) 法人にあっては次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ）法人の登記事項証明書 ）国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の3」） ）山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書 	原本のみ
	(g) 法人格のない法人等にあっては代表者の次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ）国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書（納税証明書「その3の2」） ）山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所長の納税証明書 ）個人県民税について滞納がないことが確認できる市町村長の納税証明書 	
	(h) 共同体にあっては、次に掲げる書類 <ul style="list-style-type: none"> ）共同体結成届出書（第7号様式） ）共同体結成協定書又はこれに類する書類 ）構成団体ごとの団体概要書（第8号様式） ）構成団体ごとの上記イの(a)～(g)に該当する書類 <p>既存の共同体については、全ての構成団体の) に係る書類の提出を求めないケースもありますので、事前にお問い合わせ下さい。</p>	正本1部
	(j) 誓約書（第9号様式）	正本1部

提出場所

〒753 - 8501 山口市滝町 1 番 1 号
山口県土木建築部都市計画課(県庁 1 1 階)
TEL(083) - 933-3720 (直通)

提出方法

応募書類の提出方法は、提出場所への持参又は郵送とします。

ア 持参の場合

提出書類に所要事項を記入の上、受付期間中に持参してください。

イ 郵送の場合

(a) 書留郵便として下さい。なお、当日消印有効とします。

(b) 受付期間中に、電子メールで、

() 応募者の名称、主たる事務所の所在地

() 投函した日

を土木建築部都市計画課あて連絡ください。

4 優先交渉権者の選定及び指定管理者の指定

(1) 優先交渉権者の選定

資格審査

応募書類の提出後、山口県土木建築部都市計画課において、応募者の応募資格要件の適否について審査を行います。

山口県立都市公園指定管理者選定委員会による審査

山口県立都市公園指定管理者選定委員会を設置し、審査を行います。

審査に当たっては、提出された事業計画書等について、書類審査及びヒアリングを実施した上で協議検討を行います。

選定委員は、学識経験者、法曹関係者、財務専門家、利用者代表、公園設置者の各分野から、5名の外部委員による構成としています。

応募者が多数の場合、書類審査により、ヒアリングを実施する法人等を決定します。
(法人等の数によっては書類審査を省略する場合があります。)

ヒアリング日程については、別途連絡します。

審査の基準、審査項目及び配点

審査基準、審査項目、配点は次のとおりとします。

審査基準	審査項目	審査の観点	配点
公園施設を利用しようとする者の平等な利用を確保することができるものであること	応募団体の概要、応募理由 公の施設の基本的なあり方に関する考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・応募動機、意欲 ・公の施設についての認識が適切か 	30
	維新百年記念公園の管理運営に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・維新百年記念公園の設置目的・特性と適合した管理運営方針がとられているか ・指定管理者制度の趣旨、役割を的確に理解しているか ・行政、地域と協調して円滑な運営が図られる方針がとられているか ・法令を遵守する姿勢又は能力を有しているか 	
	公共サービスの提供についての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・公共サービス提供について明確な意識を有していると同時に公共サービスの向上が図られる方針がとられているか 	
	平等な利用の確保のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者の平等利用が確保できる方策が具体的に提案されているか 	
公園施設の効用を十分発揮するとともに公園施設の管理に係る経費の縮減を図ることができるものであること	運営に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・運営に当たっての方針が維新百年記念公園にふさわしく、かつ明確にとられているか ・応募者の能力と運営方針が適合しているか（実現可能な方針か） 	35
	利用料金額の提案	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設利用者の利便性という観点から妥当か 	
	利用促進のための方策 ・公園施設の利用促進 ・自主事業の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・公園利用者へのサービス向上が図られ、実現可能な内容か 	
	利用者のニーズの把握と管理運営業務へのフィードバック	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズの把握に努める意欲があり、実現可能な内容か 	
	苦情対応のための方策	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応でき、実現可能な内容か 	

	維持管理に当たっての基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な維持管理水準を保持する明確な方針がとられているか ・応募者の能力と維持管理方針が適合しているか（実現可能な方針か） 	25
	維持管理のための方策 <ul style="list-style-type: none"> ・植物管理 ・施設管理 ・備品管理 	<ul style="list-style-type: none"> ・各業務について、維持管理業務を適正に実施できる方策が具体的にとられているか 	
	施設修繕に係る対応	<ul style="list-style-type: none"> ・修繕費が過去の実績と比して適正といえるか ・明確な方針がとられており、適正な修繕の実施が担保されているか 	
	効率的・経済的な管理	<ul style="list-style-type: none"> ・コスト縮減が図られる方策が具体的に提案され、実現可能な内容か 	40
	収支予算書	<ul style="list-style-type: none"> ・収支計画は適正で実現可能な内容か 	
安定した管理を行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有していること	職員の配置、職務分担	<ul style="list-style-type: none"> ・業務執行に適した人員配置や、業務を円滑に推進できる職務分担が提案されているか 	40
	職員の研修計画等	<ul style="list-style-type: none"> ・より良いサービス提供のために、職員の資質向上の機会が計画されているか 	
	応募者の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・応募者が経済的に安定している団体であるか 	
	管理実績	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設の管理にどの程度の実績があり、安定した管理が期待できるか 	
公園利用者の安心・安全確保	危機管理対応	<ul style="list-style-type: none"> ・危機管理に係る意識・能力を有しており具体的な方策が提案されているか 	30
	公園利用者の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設利用者の安全確保に明確な方針がとられており具体的な方策が提案されているか 	
	個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の保護について明確な方針がとられており具体的な方策が提案されているか 	
合 計			200

選定

山口県土木建築部長は、選定委員会の報告を受け、優先交渉権者を選定します。

(2) 審査結果の公表

選定結果は、応募した法人等に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、山口県のホームページなどで公表します。

(3) 優先交渉権者との協議

山口県は、仮協定の締結に向け、優先交渉権者と細目協議を行います。

優先交渉権者との協議が整わない場合は、選定委員会において次点となった応募者と協議を行います。

協議が整った場合は、仮協定を締結します。

(4) 指定管理者の指定

協議成立後、山口県議会に対し、仮協定を締結した者を指定管理者とする旨の、指定管理者の指定に関する議案を上程し、議決後に山口県知事が指定管理者に指定します。

(5) 指定管理者との協定締結

協議に基づき協定を締結します。内容は、業務仕様書に定めるとおりです。

5 応募に関する留意事項

(1) 使用言語等

書類作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限ります。

(2) 費用の負担

応募に係る経費については、すべて応募者の負担とします。

(3) 失格の条件

次のいずれかに該当する場合、失格となります。

応募書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

応募書類の作成様式及び作成上の留意事項に示された条件に適合しないもの

応募書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

応募書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの

虚偽の内容が記載されているもの

この要項に定められた手法以外の手法により、本件募集事務関係者に応募に対する援助を直接的、間接的に求めた場合

(4) 応募書類の取り扱い

提出された応募書類の著作権は、応募した法人等に属します。ただし、山口県が指定管理者の選定過程や指定管理者の決定の公表等により必要とする場合は、応募書類の

一部又は全部を無償で使用又は複製できるものとします。

提出された応募書類は、返却しません。

受付期間終了後における応募書類の提出、再提出及び差し替えは認めません。

本要項において求める内容以外の書類については、受理しません。ただし、山口県が必要に応じて追加資料を求めることがあります。

提出された応募書類は、山口県情報公開条例(平成9年山口県条例第18号)に基づく情報公開請求の対象となります。

(5) 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届(第10号様式)を提出してください。

(6) 主たる事務所を設置する予定の法人等が応募する場合の取扱

主たる事務所を設置する予定の法人等が応募する場合は、平成17年10月31日(月)までに、主たる事務所を設置したことを証明する書類(法人(共同体の構成団体の法人を含む。))の場合は登記事項証明書)を提出してください。

(7) 公園施設改修事業

維新百年記念公園は、平成23年国体の陸上競技、体操競技等の競技会場となる予定であり、そのため、県は今後公園施設の改修事業を行うこととしています。

改修中の公園施設は、管理運営の対象外となりますので、応募に当たって事業計画書、収支予算書を作成する際は、次の点に留意してください。

平成19年度下半期から指定期間終了までの公園施設の管理について、陸上競技場(主競技場及び補助競技場)を除外すること。それに伴い、これら公園施設の管理運営に要する経費(人件費(主競技場のみが該当)、施設管理費等)及び施設利用料金収入を収支予算書に反映させないこと。

平成19年度下半期から指定期間終了までの公園施設の管理について、新補助競技場(現第2球技場に設置。第3種陸上競技場を予定。)を加えること。

改修中は、改修する施設以外における利用の安全に留意するとともに、改修工事への協力を行うこと。

< 公園施設改修・新規供用予定 >

公園施設名	H18	H19	H20	H21
陸上競技場(主競技場)			改修事業のため閉鎖	
陸上競技場(補助競技場)			改修事業のため閉鎖	
第二球技場	改修事業のため閉鎖(H19年度から新補助競技場)			
新補助競技場			新規供用開始(H19年度から)	

平成19年度の陸上競技場の改修、新補助競技場の供用開始についての詳しい時期は今のところ未定ですが、応募に当たっては、平成19年度下半期と想定してください。

なお、実際の改修期間が異なった場合でも指定管理料の精算は行いません。

項目	内容等	損失の負担	
		県	指定 管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		
税 制 の 改 正	施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの		
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		
関 連 法 令 の 改 正	施設の設置基準、管理基準に関するもの		
	施設の管理運営の業務一般に関するもの		
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く）		
施設（設備）の損傷 （損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。）	不可抗力（県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）によるもの		（軽微）
	管理の瑕疵から生ずるもの		
	日常的（小規模）修繕で修復できるもの （及び の場合を除く。）		
	大規模修繕（1件当たりの所要額が100万円以上のもの） 又は改修を要するもの（及び の場合を除く。）	要事前協議	
備 品 の 損 傷	県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの		
	県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		
	管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		
支 払 の 遅 延	県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生		
	指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	周辺地域との協調に関するもの		
	施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		
	その他		
指定管理者が行う自主事業との関係	指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		
	施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		
個人情報の漏洩	県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの		
	指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		

項目	内容等	損失の負担	
		県	指定 管理者
管理運営に係る事故 （損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。）	施設の設置の瑕疵から生ずるもの		
	施設の管理の瑕疵から生ずるもの		
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの （自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等）		
	その他		
第三者への賠償 （指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。）	施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		
	県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		
	その他		
保険への加入	施設の設置に関するもの（火災共済保険）		
	施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		
	県貸与車両（公用車）に関するもの（自賠責、任意保険）		
業務内容の変更	県の事情によるもの		
	指定管理者の事情によるもの		
管理運営の中断	不可抗力によるもの		
	保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの		
	サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		
	関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	施設（設備）の損傷によるもの		
	管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		
その他	県の責めに帰すべき事由によるもの		
	指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		